

林業労働安全対策推進事業実施要領

平成16年4月1日
環境森林部山村・木材振興課

(目的)

第1条 この事業は、林業従事者の労働災害防止や振動障害防止など労働安全衛生の確保を図ることを目的とする。

(事業区分、事業の内容及び事業実施主体)

第2条 この事業の区分、事業の内容及び事業実施主体は、別表に定めるとおりとする。

(事業の実施方法)

第3条 前条に規定する別表（以下「別表」という。）の事業区分に掲げるリスクアセスメント研修の実施、労働災害防止セミナーの開催、労働災害防止対策の普及啓発、一人親方等安全衛生普及指導研修の実施、労働安全特別実技研修の実施及び過積載防止対策の普及啓発の実施については、専門機関等に委託して実施することができる。

(事業期間)

第4条 この事業の実施期間は、令和4年度から令和6年度までとする。

(助成)

第5条 県は、別に定めるところにより、この事業に要する経費について予算の範囲内で助成を行うものとする。

(補助金交付決定前の着手)

第6条 補助対象事業の着手は、原則として県からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合は、事業実施主体は、必要性を十分検討した上で、その理由を具体的に付して、別記様式第1号により知事に提出することとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の予算に係る林業労働安全衛生総合対策事業から適用する。
- 2 林業労働安全衛生総合対策事業実施要領（平成10年6月25日定め）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成17年5月9日から施行し、平成17年度の予算に係る林業労働安全衛生総合対策事業から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月2日から施行し、平成19年度の予算に係る林業労働安全衛生総合対策事業から適用する。

附 則

この要領は、平成22年5月14日から施行し、平成22年度の予算に係る林業労働安

全衛生総合対策事業から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の予算に係る安全な林業就業推進事業から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の予算に係る安全な林業就業推進事業から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の予算に係る安全・安心な林業労働対策推進事業から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の予算に係る林業労働安全対策推進事業から適用する。

別表 (第2条関係)

事業区分	事業の内容	事業実施主体
労働安全衛生管理体制整備事業		
安全衛生指導員養成研修の実施	安全巡回指導・救助訓練等の適切かつ効果的な実施を図るための安全衛生指導員に対する研修の実施	林災防県支部
指導班の安全巡回指導	林業労働安全衛生に関する専門的知識を有する者の中から相当と認めた安全衛生指導員による林業・木材製造業における労働災害の未然防止を図るための安全巡回指導の実施	林災防県支部
労働安全普及啓発促進事業		
リスクアセスメント研修の実施	西臼杵支庁、各農林振興局等を単位とし、当該地域の事業主や安全管理者等を対象に行うリスクアセスメント研修の実施	県
労働災害防止セミナーの開催	事業主や現場作業者を対象とする危険予知訓練等の安全管理手法等に関するセミナーの開催	県
労働災害防止対策の普及啓発	安全ポスターの配布による労働災害防止対策の普及啓発	県

一人親方等安全衛生普及指導研修の実施	一人親方等を対象とする労働安全衛生普及指導研修の実施	県
労働安全特別実技研修の実施	事業体等の現場作業者等を対象とする伐木造材に係る安全教育研修の実施	県
過積載防止の普及啓発の実施	リーフレットの配布による過積載防止対策の普及啓発	県
林業振動障害防止対策事業		
雇用労働者特殊健康診断の実施	雇用労働者の振動障害を予防するための振動障害に係る特殊健康診断の実施	林災防県支部
一人親方等特殊健康診断の実施	一人親方等の振動障害を予防するための振動障害に係る特殊健康診断の実施	林災防県支部

別記

様式第1号（第6条）

年 月 日

宮崎県知事 殿

住所

氏名

（法人にあってはその名称及び代表者の氏

名）

年度労働安全衛生管理体制整備事業補助金交付決定前着手届

林業労働安全対策推進事業実施要領第6条の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

- 1 事業名
- 2 事業費
- 3 事業実施主体
- 4 着手予定年月日
- 5 交付決定前の着手を必要とする理由

（別記条件）

- 1 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合は、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異義を申し立てないこと。
- 3 当該事業については、着工から交付決定を受ける期間内においては計画の変更を行わないこと。